

# ○国税不服審判所事務分掌規則

〔昭和45. 5. 1  
国税庁訓令特第4号〕

最終改正 平25国税庁訓令第10号

(この訓令の目的)

第1条 この訓令は、国税不服審判所組織規則（昭和45年大蔵省令第17号）第8条の規定に基づき、国税不服審判所及び国税不服審判所の支部（以下「支部」という。）の事務分掌その他組織の細目を定めることを目的とする。

(支部の長)

第2条 各支部の事務を総括する首席国税審判官を「(東京) 国税不服審判所長」という。

2 前項の規定にかかわらず、国税不服審判所沖縄事務所の事務を総括する首席国税審判官を「国税不服審判所沖縄事務所長」という。

(国税審判官等の支部別等の定数)

第3条 国税審判官、国税副審判官及び国税審査官（以下「国税審判官等」という。）の国税不服審判所（支部を除く。以下同じ。）及び支部別の定数は、別表1のとおりとする。

2 別表1に定める併任用の国税審判官等については、その定数内において必要に応じ支部に配置することができる。

(部長審判官)

第4条 国税審判官のうち18人以内を、部長審判官とする。

2 部長審判官は、命を受け、国税審判官の行う事務を総括する。

3 次席国税審判官の置かれていない支部の部長審判官は、前項に規定するもののほか、命を受け、支部の事務を整理する。

4 部長審判官の国税不服審判所及び支部別の定数は、別表1のとおりとする。

(国税不服審判所の管理室長補佐)

第5条 国税不服審判所の管理室に、室長補佐1人を置く。

2 室長補佐は、室長を助け、室の事務を整理する。

(国税不服審判所の管理室の係)

第6条 国税不服審判所の管理室に、次の4係を置く。

総務係

会計係

管理第一係

管理第二係

2 前項に掲げる各係の事務分掌は、国税不服審判所長が定める。

(支部の課長補佐)

第7条 東京国税不服審判所、名古屋国税不服審判所及び大阪国税不服審判所の管理課に、課長補佐各1人を置く。

2 課長補佐は、課長を助け、課の事務を整理する。

(支部の管理課の係)

第7条の2 支部の管理課に、次の表に掲げる係を置く。

支 部 名	設 置 す る 係 名
札幌国税不服審判所 仙台国税不服審判所 金沢国税不服審判所 広島国税不服審判所 高松国税不服審判所 福岡国税不服審判所 熊本国税不服審判所	総務係
関東信越国税不服審判所 名古屋国税不服審判所	総務係 管理係
東京国税不服審判所 大阪国税不服審判所	総務第一係 総務第二係 会計係 管理係

2 前項の表に掲げる各係の事務分掌は、国税不服審判所長が定める。

(支所)

第8条 国税庁長官は、支部の事務の一部を取り扱わせるため、当分の間、支部の国税審判官等を別表2に定める地に派遣することができる。

2 前項の規定により派遣する国税審判官等の事務所を「(東京)国税不服審判所(横浜)支所」という。

3 支所において所掌する審査請求事件は、別表2に定める分掌区域に納税地を有する者に係るもののうち、国税不服審判所長が別に定めるものとする。

4 支所に派遣する国税審判官等の定数は、別に定める。

(支所の長)

第8条の2 支所に派遣する国税審判官又は国税副審判官のうち1人を支所長とする。

2 東京国税不服審判所横浜支所並びに大阪国税不服審判所京都支所及び神戸支所の支所長は、当該支所の事務を総括し、その他の支所の支所長は、当該支所における国税審判官の行う事務を除く事務を総括する。

(派遣の特例)

第9条 国税不服審判所長は、特に必要があるときは、第8条第4項の定数のほかに、1年未満の期間を定めて、支部の国税審判官等(首席国税審判官、次席国税審判官及び部長審判官を除く。)を支所に派遣することができる。

附 則 (抄)

この訓令は、平成25年7月10日から施行する。

別表1

国税審判官等の国税不服審判所及び支部別の定数

区 分		国 税		国 税 副 審 判 官	国 税 審 査 官
		審 判 官	左のうち 部長審判官		
国 税 不 服 審 判 所		11	1	2	11
支 部	札幌国税不服審判所	6	1	3	4
	仙台国税不服審判所	9	1	3	3
	関東信越国税不服審判所	14	2	10	19
	東京国税不服審判所	45	4	22	58
	金沢国税不服審判所	5	1	2	2
	名古屋国税不服審判所	19	1	9	18
	大阪国税不服審判所	30	3	13	30
	広島国税不服審判所	11	1	6	12
	高松国税不服審判所	7	1	3	4
	福岡国税不服審判所	7	1	4	4
	熊本国税不服審判所	5	1	4	3
	国税不服審判所沖縄事務所	4		1	1
	計		162	17	80
併 任 用		8		5	12
合 計		181	18	87	181

(注) 国税審判官には、次長、支部の国税不服審判所長(沖縄事務所長を含む。)及び次席国税審判官を含む。

別表2

名 称	所在地	分 掌 区 域
関東信越国税不服審判所新潟支所	新 潟 市	新潟県
関東信越国税不服審判所長野支所	長 野 市	長野県
東京国税不服審判所横浜支所	横 浜 市	神奈川県
名古屋国税不服審判所静岡支所	静 岡 市	静岡県
大阪国税不服審判所京都支所	京 都 市	滋賀県 京都府
大阪国税不服審判所神戸支所	神 戸 市	兵庫県
広島国税不服審判所岡山支所	岡 山 市	鳥取県 岡山県